

社会保険法判例

堀 勝 洋

国民年金制度が憲法29条等に違反しないとされ、納付した保険料等に係る損害賠償請求が認められなかった事例
(岡田訴訟第1審判決)

京都地方裁判所平成元年6月23日第3民事部判決(昭和63年(ワ)第1132号年金掛金返還請求事件)『判例タイムズ』第710号,平成元年12月15日,140頁

I 事実の概要

1 原告Xは、昭和36年4月以降国民年金法7条1項に該当する被保険者であり、昭和62年11月まで同法87条以下に規定する保険料合計71万1,520円を被告Y(国)に納付した。

2 Xは、国民年金制度は憲法11条、13条、14条、18条、29条、97条等に違反すると考え、同制度から解約・脱退することとした。そこで、Xは昭和63年5月10日京都南社会保険事務所長に対しその旨の意思を表示するとともに、納付済みの保険料等の返還を請求したが、拒絶された。

3 そこで、Xは納付済みの保険料をその後の物価変動により換算した金額に金利を合計した総額540万円の損害を受けたとして、民法709条の不法行為による損害賠償の支払いを求めて、国を相手に京都地方裁判所に出訴した。

4 これに対して、同裁判所第3民事部は、平成元年6月23日、以下の判旨に引用したように、国民年金制度は憲法に違反しないと、Xの請求を棄却する判決を下した。Xは控訴しなかったのでこの判決は確定した。

II 判 旨

1 「原告は、国民年金制度の解約、脱退による保険料返還請求とその拒絶の違法性を主張するが、……原告は、……国民年金法七条一項一号に該当する国民年金の被保険者であって、被保険者の資格を喪失した者でないことが明らかであり、国民年金法には原告の主張するような解約ないし脱退を認める規定はなく、原告は依然として国民年金法の被保険者であり、したがって、国民年金制度から原告が解約、脱退したことを前提とする原告の保険料等返還請求を拒絶した右保険事務所長の行為に何ら違法性がない。」

2 「国民年金制度は、老齢、障害、又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、この目的を達成するために拠出制の社会保険による強制加入の公的年金制度を採用したのであって、このような社会保険制度においては、制度の財政的基盤確保のため、年金を支給すべき年齢に達する以前に被保険者が死亡するようなことがあっても既に拠出された保険料を払い戻さず、また、死亡するまでの期間に応じて支給される年金の総額

が変化しうることは、保険制度の性質から当然に予定されていることが認められ、特にこれが不合理なものとは認められない。」

3 「国民年金法の規定には、具体的、個別的救済施策の定めはなく、受給資格及び給付内容は、保険事故の種別に応じて一般的に定型化された保険事故により、被保険者に生ずる生活需要の有無及びその具体的な程度いかんにかかわりなく、平均的需要に着目して画一的な給付を行う仕組みとする社会保険方式となっていることや、国民年金法一、二条及びその立法の沿革に照らすと、国民年金制度は、憲法二五条二項の積極的な施策としての防貧制度であるといえる。この憲法二五条二項の規定の趣旨に答えて具体的にどのような内容・方式をもつ年金制度を採用し、その立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられた高度の専門技術的考察と政策的判断に基づくものであり、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱、濫用といえる場合を除きこれを憲法に適合しないものとはいえない。」

4 「国民年金法の採る強制加入の社会保険方式の年金制度は、被保険者の納付する保険料と国庫負担を財源として実質的にいわゆる積立方式と賦課方式の混合方式をもって運用され、個々の被保険者の損得は別として、年金制度全体としてはその収支がほぼ相償う保険制度として運営されていることが認められるのであって、これが著しく合理性を欠く制度であるとはいえない。もっとも、このように憲法二五条二項の要請に答えて制定された国民年金法に基づく国民年金制度において、受給者の範囲、支給要件、支給額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、同条項とは別に憲法一四条及び一三条違反などの問題が生じ得るけれども、前示のとおり現行の国民年金法ないし国民年金制度が原告主張のような内容をもつものとは認められず、したがって、また、これが憲法二九条一項所定の財産権を故なく侵害するものということとはできないし、原告の主張のその余の憲法違反に当たるものともいえない。よって、本件において、原

告の主張するような憲法に違反する点はいずれもこれを認めることができず、国民年金制度そのものにも違法性が認められない。」

III 解 説

1. はじめに

本件訴訟は、国民年金の保険料を納付してきたXがその返還を請求して認められなかったために提起されたものである。本件訴訟の請求の趣旨は金540万円の支払いを求めるというものであるが、その理由はおおむね次のようなものである。

(1) 国民年金制度においては、保険料はそれを納付した被保険者の資産と同様なものであるのに、単身者であるXが65歳以前に死亡すれば保険料は返還されないし、また保険料の額とその納付期間に得られるべき利子の合計額に比べて受給できる年金の額が著しく低いなどにより、国民年金制度は憲法11条、13条、14条、18条、29条、97条等に違反する。

(2) 被告国は、故意過失により、右のような違法な国民年金制度を設けて、Xの納付済みの保険料の返還を拒絶し、Xに、この納付済み保険料をその後の物価変動により換算した金額に利子を合計した総額金540万円相当の損害を加えた。

(3) よって、被告国は原告Xに対し、民法709条の不法行為による損害賠償金として金540万円を支払え。

以上のような主張は、必ずしも趣旨が明瞭ではないが、国民年金制度は憲法29条1項が規定する財産権の不可侵原則に反すること、及び単身者の死亡と妻帯者の死亡とでは遺族年金の支給について不公平があり憲法14条に違反することを主張しているものと考えられる。この問題については本稿の第3節と第4節で検討することとし、まず次の第2節では、Xの主張した国民年金制度からの解約・脱退と保険料の返還の問題を扱う。最後の第5節では、本判決が展開している憲法25条の法的性質の問題について論ずる。

2. 国民年金制度からの解約・脱退と保険料の返還

国民年金法（以下「法」という。）は、厚生年金保険法や各種共済組合法など被用者に対する公的年金制度の適用を受けていなかったすべての国民に年金的保護を及ぼすものとして、すなわち国民皆年金を推進するものとして、昭和34年に制定された（小山〔5〕13頁）。国民年金制度は、一部の福祉年金を除き、社会保険方式を採ることとし、保険料を一定の期間拠出した者に年金の受給権を与えることとした。

ところで、Xは国民年金制度からの解約・脱退と保険料の返還を主張したが、それに係る法令の規定についてまず考察したい。

国民年金の被保険者資格は、法7条に定める一定の事実が発生したことにより、法律上当然に発生する（有泉・中野〔1〕29頁）。法12条の被保険者資格取得の届出は効力発生要件ではなく、事務処理上の便宜のためのものである。すなわち、国民年金への加入は原則として強制的なものであり、法附則5条により一部の者に任意加入が認められているにすぎない。Xの場合は、法7条1項1号に該当し、法附則5条に該当しないため、強制加入被保険者に該当する。

また、被保険者資格の喪失も法9条に定める一定の事実の発生によって、当然に発生する（有泉・中野〔1〕30頁）。ただし、法10条により一部の者に任意脱退が認められるが、Xの場合はこの要件に該当しない。

国民年金の被保険者には保険料の納付義務が課され（法88条1項）、国税徴収の例によって徴収され、督促及び滞納処分され（法96条）、延滞金が徴収されたりする（法97条）。ただし、法89条（法定免除）又は法90条（申請免除）により保険料を免除される場合があるとともに、第2号被保険者（被用者保険の被保険者等、法7条1項2号）及び第3号被保険者（第2号被保険者の配偶者で一定の要件に該当する者、法7条1項3号）は保険料を納付することを要しない（法94条の6）。Xは保険料の免除の規定にも該当せず、また第2号被保険者又は第3号被保険者でもない。なお、納付した保険料を返還する規定はない。

以上のことから、Xが行った国民年金からの解約・脱退及び保険料の返還の意思表示は、法律上の根拠をもたないものであり、これを拒絶した京都南社会保険事務所長の処分は違法なものではなかった。本判決も、II判旨の1に引用したように、当該所長の処分に違法性はなかったと判示している。

3. 国民年金制度と憲法29条

前節で検討したように、国民年金法上保険料を返還する規定はないため、原告は国民年金制度自体が憲法に違反すると主張してその返還を求めた。原告の主張した憲法違反の理由は第1節の(1)で述べたとおりであり、要するに納付した保険料は資産と同様のものであるのに、年金が受給できなかったり年金額が低いと、国民年金制度は財産権を侵害し憲法29条1項の「財産権は、これを侵してはならない。」に違反するというものである。国民年金制度が憲法29条に違反するかどうかについて、以下原告の主張に沿いながら検討する。

まず、原告は、国民年金制度においては、単身者である原告が65歳以前に死亡すれば保険料は還元されない旨主張した。確かに、老齢基礎年金は65歳から支給され¹⁾（法26条）、65歳前に死亡すれば老齢基礎年金は支給されない。また、国民年金の遺族基礎年金は原則として18歳未満の子又はその子と生計を同じくする妻にしか支給されず（法37条の2）、寡婦年金も妻にしか支給されないため（法49条）、単身者である原告が死亡してもこれらの遺族給付は支給されない。少額の死亡一時金が一定の遺族に支給されるだけである（法52条の2以下）。この意味で、納付した保険料が還元されないという原告の主張には理由がある。

しかし、国民年金制度は「老齢、障害又は死亡によつて国民生活の定安がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止」（法1条）する制度であり、以上のような取扱いには合理的理由がある。まず、老齢基礎年金は、定年や健康の衰えなどにより職業から引退したために喪失した収入を補填するためのものであり、したがって、そのような老年に達しないで死亡した者に年金を支給し

ないとしても、それには合理的理由がある。また、遺族給付は、主たる稼得者の死亡によって収入を喪失した家族に対する給付であり、そのような扶養家族がいない者に遺族給付を支給しないとしても、それには合理的理由がある。

次に、憲法29条違反に係る原告の第2の理由は、国民年金の保険料の額とその納付期間に得られるべき利子の合計額に比べて受給できる年金の額が著しく低いため、財産権を侵害するというものである。この納付した保険料（プラス利子）の額と受給する年金額の比較については、近年経済学・財政学の分野で好んで取り上げられるテーマである（例えば、村上〔12〕75頁等参照）。また、マスコミもこの問題をセンセーショナルに取り上げ、公的年金が貯蓄よりも不利であることを報じている²⁾。筆者はかつて、公的年金を損得で論じることの問題点を政策的に論じたが（堀〔9〕）、本稿では法学的観点から検討する。

国民年金法においては、個々人の納付した保険料の総額と受給することができる年金の総額についての対応関係については、全く規定されていない。ただ、次の3点において、保険料の納付と年金の受給に緩やかな対応関係がみられるにすぎない。

- (1) 保険料を原則25年以上納付した者のみに老齢基礎年金の受給資格が与えられる（法26条）。ただし、25年の全期間保険料が免除されていてもよい（同条）。障害基礎年金と遺族基礎年金については、障害又は死亡という保険事故が起きたときに、被保険者期間の3分の2以上の期間保険料を納付したか免除されていなければならない（法30条、37条等）。
- (2) 老齢基礎年金の額は定額であるが、保険料の納付期間が原則として480ヵ月（40年）に満たないときには、比例的に減額される（法27条）。障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、保険料納付期間と無関係の定額である（法33条及び38条）。
- (3) 年金財政全体の収支が長期的に均衡を保つように、すなわち年金給付額と納付保険料額が全体としてバランスが保たれるように、保

険料の額が設定されなければならない（法87条3項）。

また、現在の国民年金の財政方式（＝財源調達方式）はほとんど賦課方式³⁾化し、積立方式³⁾のように過去に納付した保険料が積み立てられているわけではなく、現在の保険料で現在の年金給付費が賄われている。したがって、納付した保険料が資産として保有されてそれが年金として戻ってくるという原告の主張は、国民年金法の規定や財政の現状からみて疑問があり、法に定められた者が法に定められた保険料を納付し、年金は法に定められた者に法に定められた額が支給されるものとして国民年金制度をとらえるべきである。国民年金法には個々人が納付した保険料総額と受給する年金総額が等しくなければならないことは全く規定されておらず⁴⁾、この意味で保険学でいう給付反対給付均等の原則⁵⁾は適用されていないのである。ただ、収支相等の原則⁶⁾のみ適用され⁷⁾、したがって、この2つの原則が不可欠とされる私的保険・私的年金とは国民年金制度は原理を異にする。

私的年金は自分の掛金が年金として戻ってくるのであり、まさに掛金と年金は対価関係にあり、年金は資産としてとらえることができる。しかし、公的年金は、老齢、障害又は死亡という稼得能力を喪失・減退せしめる事故に遭った者に年金という形で収入を保障するものであり、保険料はその仕組みを支える財源ととらえるべきものである。したがって、たとえ原告の主張するように、一定の場合に年金が受給できなかったり、納付した保険料と比べて受給する年金額が低い⁸⁾としても、このような公的年金制度が国民の生活を保障し国民の生活の安定を図っている以上合理性を欠くとはいえず、憲法29条1項が保障する財産権を侵害するとはいえない。本判決も、Ⅱ判旨の2～4に引用したように、このことを肯定している。

最後に、本判決では論じられていない問題であるが、憲法29条と公的年金制度の関係に関する興味ある問題を3点ほど、簡単に論じておきたい。

第1は、公的年金の受給権が、憲法29条1項という財産権にあたるかどうかという問題である。小林〔4〕523頁によれば、憲法29条1項の財産権

は「私法上の財産」であるとする説（佐々木惣一『憲法論』419頁）があり、これによれば公的年金の受給権は公法上の権利であるため、その受給権は憲法29条1項の保障がなされないことになる。しかし、通説は憲法29条1項の財産権は「すべての財産的権利」とし、「水利権・河川利用権のような公法的権利も、財産的権利を有するかぎりにおいてこれに含まれる。」としている（宮澤・芦部〔11〕286頁、小林〔4〕523頁等）。この通説が妥当であり、したがって公的年金の受給権についても憲法29条1項の規定が適用されると解すべきである。

第2の問題は、保険料の強制徴収が財産権を侵害し、憲法29条1項に違反しないかという問題である。租税を課すことについては憲法30条及び84条に根拠規定があり、憲法29条1項に違反しないことは明白である。判例もこのことを認めている（最高裁昭和37年2月21日判決・刑集16巻2号107頁、最高裁昭和37年2月28日第1小法廷判決・刑集16巻2号212頁）。

しかし、保険料の徴収については租税のように憲法に根拠規定がないため、財産権の保障との関係でひとつの争点になり得る。この問題が強制加入の国民健康保険について争われた事例があり、最高裁大法廷は、保険料を強制的に納付させることとした町の条例は憲法29条1項の財産権を侵害するものではないと判示した（昭和30年（オ）第478号昭和33年2月12日判決・民集12巻2号190頁。この評釈として佐藤〔7〕62～63頁（上村政彦稿）、佐藤・西原〔8〕70～71頁（宮崎定美稿）等がある。）。この判決は多くの評者によって支持され、また極めて重要であると考えられるので、少々長くなるがその関係部分を以下に引用する。

「国民健康保険は、相扶共済の精神に則り国民の疾病、負傷分娩又は死亡に関し保険給付をすることを目的とするものであって、その目的とするところは、国民の健康を保持、増進しその生活を安定せしめて以て公共の福祉に資せんとするものであること明白であるから、その保険給付を受ける被保険者は、なるべく保険事故を生ずべき者の全部とすべきことむしろ当然であり、また相互共

済の保険の性質上保険事故により生ずる個人の経済的損害を加入者相互において分担すべきものであることも論を待たない。されば、……町国民健康保険条例五条が、この町は、この町内の世帯主及びその世帯に属する者を以て被保険者とする……と規定し原則として住民全部を被保険者として国民健康保険にいわゆる強制加入せしめることとし、また同条例三一条が世帯主である被保険者は、町民税の賦課等級により保険料を納付しなければならないと規定して、被保険者中保険料支払の能力ありと認められる世帯主だけを町民税の賦課等級により保険料支払義務ある旨規定したからといって、憲法一九条に何等かかわりないのは勿論、その他の憲法上の自由権および同法二九条一項所定の財産権を故なく侵害するものということとはできない。」

公的年金の保険料の徴収についても、この判決が判示する理念が妥当し、憲法29条1項に違反するものとはいえないと考えられる。

公的年金と憲法29条1項の関係に関する第3の問題として、いわゆる併給調整規定により拠出制の年金を支給停止することが財産権の侵害にあたるかどうかという問題がある。この問題が争われたのが、本村訴訟である。この訴訟は、無拠出制の障害福祉年金を受給していたことを理由に、拠出制の国民年金老齢年金が支給停止されたため、未支給の老齢年金の支払いを求めて提起したものである。しかし、訴訟継続中に原告が死亡したため、原告の養女に訴訟の継続が認められず、「本件訴訟は、昭和六三年四月二七日原告の死亡によって終了した。」という判決が下された（札幌地裁昭和58年（ワ）第98号平成元年5月31日民事第5部判決・判タ708号161頁）。

この問題について本稿で詳しく述べる余裕はないが、公的年金の併給調整の考え自体は合理的であり、憲法29条1項に違反しないと考えられるべきである。なお、公的年金の併給調整に係る判例の評釈は堀〔10〕86頁以下で行っているので参照されたい。

4. 国民年金制度と憲法14条1項

原告Xは国民年金制度が憲法14条に違反するこ

とを主張しているが、本判決ではその具体的な主張は明確には述べられていない。筆者が推測するに、妻帯者が死亡した場合は遺族給付がなされるのに、原告のような単身者が死亡してもこのような遺族給付がなされず保険料は返還されないため、平等権を保障した憲法14条1項に違反するというものである。

ところで、憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定する。そして、「憲法第一四条第一項は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは何ら右法条の否定するところではない（最高裁大法廷判昭和45・6・10民集24巻6号499頁、同昭和39・5・27民集18巻4号676頁）」（堀木訴訟控訴審判決（大阪高裁昭和50年11月10日判決・判時795号3頁）からの引用）というのが確立した判例となっている。

遺族給付は主たる稼得者の死亡によって収入を喪失した家族に対する給付であり、そのような扶養家族がいない単身者に遺族給付を行わないとしても、それは合理性を欠くとはいえない。したがって、たとえ妻帯者と単身者の死亡の場合の遺族給付に差別が生ずるとしても、それは憲法14条1項に違反するものとはいえないと考えるべきである。

5. 国民年金制度と憲法25条

本判決は、Ⅱ判旨の3に引用したように、憲法25条の法的性質と国民年金制度の憲法25条上の位置づけについて判示している。しかし、この判旨は、朝日訴訟上告審判決（最高裁昭和39年（行ツ）第14号昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁）及び堀木訴訟上告審判決（最高裁昭和51年（行ツ）第30号昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）で確立された憲法25条の解釈とややニュアンスを異にしている部分があり、

この点について以下論ずることとしたい。

本判決は、国民年金制度は救貧施策ではなく、憲法25条2項に基づく防貧施策であるとし、憲法25条2項について立法府の広い裁量を認めるいわゆる立法裁量論を述べている。憲法25条1項を救貧施策、同条2項を防貧施策として、後者に立法府の広い裁量権を認める考えは、堀木訴訟控訴審判決や松本訴訟（大阪高裁昭和49年（ネ）第2240号昭和51年12月17日判決・判時841号11頁）などで展開され、いわゆる憲法25条1項2項の分離論・分立論として、学説上批判が強かったものである。憲法25条解釈のリーディングケースである堀木訴訟上告審判決はこのような分離論に立つものではなかったにもかかわらず、本判決がこの立場を採ったのは興味深い。国民年金法1条で「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き」と規定されているため、本判決はこのような解釈を採ったのであろうか。なお、筆者は憲法25条の1項と2項に基づく施策には裁量に差があるとする二重基準論を採るべきであると考えている（堀〔10〕92頁以下参照）。

次に、本判決は憲法25条2項について立法裁量論を述べている。しかし、堀木訴訟上告審判決では、憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」が極めて抽象的・相対的概念であることなどを理由として憲法25条全体に基づく立法措置について立法府の広い裁量を認めているのに対し、本判決は憲法25条2項に基づく立法措置について立法府の広い裁量を認めているという違いがみられる。

なお、本判決は、堀木訴訟上告審判決と同じく、立法措置が明らかに裁量の逸脱・濫用といえる場合を除き憲法に適合しないものとはいえないとするいわゆる明白の原理を採っている。また朝日訴訟や堀木訴訟で争われた憲法25条のプログラム規定性の問題については、本判決では触れられていない。

注

- 1) ただし、60～64歳までの間のいつからでも繰上げ受給できる特例が設けられており、その場合には年金額は減額される（法附則9条の2）。

- 2)『朝日新聞』の昭和63年12月11日朝刊のウィークエンド経済第143号「年金崩壊?! 若者たちよ怒れ」、『プレジデント』の平成元年2月号の今井森男による「『厚生年金』にはもう頼れない!」、『宝石』の平成元年6月号の島田隆司による「怒れサラリーマン! 厚生年金が奪われる」、『産経新聞』平成元年8月23日朝刊の「厚生年金は掛け損か」などを参照。
- 3)厚生省保険局企画課・年金局企画課監修の『保険年金辞典』、ぎょうせい、昭和55年、342頁によれば、賦課方式とは「通常1年間程度の期間を単位として、その期間内に支払うべき給付費を、同じその期間内の拠出により賄うように計画する財政方式である。」とされる。また、同書274頁によれば、積立方式とは「将来支給されることになる年金の原資を、制度に加入している間に保険料等により積み立てるよう計画する財政方式である。」とされる。
- 4)なお、誤って国民年金制度に加入し、老齢年金の受給資格期間を満たした後に外国人であることが判明したため、老齢年金の裁定請求が却下されたことを不服として、その取消しを求めたいいわゆる金訴訟の控訴審判決(東京高裁昭和57年(行コ)第242号昭和58年10月20日第8民事部判決・判時1092号31頁)は、信義誠実の原則により却下処分を取り消す理由の1つに、保険料負担と年金給付に対価関係があることを挙げている(堀[10]53頁の本判決の評釈参照)。すなわち、同判決は「拠出制の国民年金制度においては、被保険者の保険料負担と老齢年金等の給付はある程度対価関係にある」と判示している。しかし、それが完全に等価であることまで判示しているわけではない。
- 5)印南[2]67頁によれば、給付反対給付均等の原則とは「加入者の給付する保険料はその偶然に受取ることあるべき保険金の数学的期望値に等しいこと、換言すれば加入者の払い込む保険料は、その受け取ることあるべき保険金の正当な対価に該当することであるとされる(近藤[6]69頁による引用)。
- 6)近藤[6]70頁によれば、収支相等の原則とは、「一危険集団における収入保険料の総額が、支払保険金の総額に等しいことを意味する。」とされる。
- 7)ただし、国民年金制度には原則3分の1の国庫負担がなされ(法85条)、保険料だけで収支相償うとする収支相等の原則の修正がなされている。
- 8)経済学者や財政学者の推計には、納付した保険料プラス利子の方が受給する年金額よりも多いとするものがみられるが、推計に用いた仮定によってどの

表 厚生年金の拠出と給付の関係

平成元年 の年齢	保 険 料 (本人負担分) ①	給 付 ②	給 付 保険料 ③/①
40歳	1,120万円	3,680万円	3.3倍
30	1,450	3,900	2.7
20	1,750	4,040	2.3

- (注) 1. 保険料は、老齢給付相当分である。
 2. 保険料率は、平成元年10月から14.6%とし、以後5年毎に2.2%ずつ引き上げ、平成32年より26.1%と仮定した。
 3. 利回り5.5%、年金改定率4%と仮定した。
 4. 平均標準報酬月額288,000円と仮定した。

ようにでも結果は変わり得るものである。例えば、政府の推計(厚生省年金局[3]37頁)は、上の表のように、厚生年金では納付した保険料の2.3~3.3倍の年金が受給できるとしている。

引用文献

- [1] 有泉 享・中野徹雄編『国民年金法 全訂社会保障関係法2』, 日本評論社, 昭和58年。
 [2] 印南博吉『保険論』, 三笠書房, 昭和27年。
 [3] 厚生省年金局『年金制度の課題と改正の視点』, 平成元年。
 [4] 小林直樹『[新版] 憲法講義 上』, 東京大学出版会, 昭和55年。
 [5] 小山進次郎『国民年金法の解説』, 時事通信社, 昭和34年。
 [6] 近藤文二『社会保険』, 岩波書店, 昭和38年。
 [7] 佐藤 進編『社会保障法判例』, 有斐閣双書, 昭和49年。
 [8] 佐藤 進・西原道雄編『社会保障判例百選 別冊ジュリスト No. 56』, 昭和52年12月。
 [9] 堀 勝洋「公的年金と損得」『週刊社会保障』No. 1536, 平成元年5月22日。
 [10] 堀 勝洋『社会保障法判例 近年の動向と解説』, 中央法規出版, 平成2年。
 [11] 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』, 日本評論社, 昭和53年。
 [12] 村上 清「根本から見直す必要のある矛盾だらけの公的年金制度」『週刊東洋経済 臨時増刊近代経済学シリーズ No. 80』, 平成元年12月22日。

(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)